

令和6年度 第2回国民健康保険運営協議会

国民健康保険税改定に係る資料

令和6年7月

川越市国民健康保険課

目 次

1. 税額シミュレーション	1
2. モデルケース別所得階層別保険税額	2
(1) 単身世帯	
(2) 2人世帯	
(3) 3人世帯	
(4) 4人世帯	
3. 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ	1 6
(1) 所得階層別	
(2) 所得種類別	
4. 均等割の軽減制度	1 8
(1) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額	
(2) 均等割額の引き上げに伴う未就学児の軽減措置	
5. 税率等改定の影響額	2 3

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(1) 単身世帯 65歳以上もしくは40歳未満 ※医療＋支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入110万円以下	7割軽減	12,600 円	7割軽減	15,000 円	2,400 円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入153万円以下	7割軽減	12,600 円	7割軽減	15,000 円	2,400 円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入160万円	5割軽減	27,700 円	5割軽減	32,100 円	4,400 円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入200万円	2割軽減	79,000 円	2割軽減	87,000 円	8,000 円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入210万円		97,100 円		107,000 円	9,900 円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入240万円		126,000 円		137,000 円	11,000 円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入260万円		145,300 円		157,000 円	11,700 円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入310万円		193,600 円		206,600 円	13,000 円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円		290,100 円		306,000 円	15,900 円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円		386,600 円		405,700 円	19,100 円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円		483,100 円		505,000 円	21,900 円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円		579,600 円		604,500 円	24,900 円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円		676,100 円		704,000 円	27,900 円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円		772,600 円		803,500 円	30,900 円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円		866,800 円		890,000 円	23,200 円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円		870,000 円		890,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円		870,000 円		890,000 円	20,000 円

※網掛けの税額は課税限度額

※公的年金収入については、軽減判定所得の計算方法が異なるため、軽減割合が表と異なる場合があります

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(1) 単身世帯 40歳以上65歳未満 ※医療＋支援金＋介護

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入60万円以下	7割軽減 16,600 円	7割軽減 19,500 円	2,900 円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入103万円以下	7割軽減 16,600 円	7割軽減 19,500 円	2,900 円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入110万円	5割軽減 35,900 円	5割軽減 41,100 円	5,200 円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入156万7千円	2割軽減 99,200 円	2割軽減 109,300 円	10,100 円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入170万円	122,100 円	134,500 円	12,400 円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入210万円	157,000 円	171,100 円	14,100 円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入236万7千円	180,300 円	195,500 円	15,200 円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入303万4千円	238,600 円	256,100 円	17,500 円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円	355,100 円	377,500 円	22,400 円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円	471,600 円	499,200 円	27,600 円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円	588,100 円	620,500 円	32,400 円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円	704,600 円	742,000 円	37,400 円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円	821,100 円	863,500 円	42,400 円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円	937,600 円	973,500 円	35,900 円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円	1,036,800 円	1,060,000 円	23,200 円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※公的年金収入については、軽減判定所得の計算方法が異なるため、軽減割合が表と異なる場合があります

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(2) 2人世帯 65歳以上夫婦もしくは40歳未満夫婦 ※医療＋支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入110万円以下	7割軽減	25,300 円	7割軽減	30,100 円	4,800 円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入153万円以下	7割軽減	25,300 円	7割軽減	30,100 円	4,800 円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入160万円	5割軽減	48,800 円	5割軽減	57,200 円	8,400 円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入200万円	5割軽減	87,400 円	5割軽減	97,000 円	9,600 円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入210万円	5割軽減	97,100 円	5割軽減	107,000 円	9,900 円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入240万円	2割軽減	151,400 円	2割軽減	167,100 円	15,700 円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入260万円	2割軽減	170,700 円	2割軽減	187,300 円	16,600 円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入310万円		235,800 円		257,000 円	21,200 円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円		332,300 円		356,400 円	24,100 円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円		428,800 円		456,100 円	27,300 円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円		525,300 円		555,400 円	30,100 円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円		621,800 円		654,900 円	33,100 円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円		718,300 円		754,400 円	36,100 円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円		814,800 円		853,900 円	39,100 円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円		870,000 円		890,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円		870,000 円		890,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円		870,000 円		890,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※公的年金収入については、軽減判定所得の計算方法が異なるため、軽減割合が表と異なる場合があります

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(2) 2人世帯 40歳以上65歳未満夫婦 ※医療＋支援金＋介護

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入60万円以下	7割軽減 33,400 円	7割軽減 39,100 円	5,700 円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入103万円以下	7割軽減 33,400 円	7割軽減 39,100 円	5,700 円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入110万円	5割軽減 63,800 円	5割軽減 73,700 円	9,900 円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入156万7千円	5割軽減 110,400 円	5割軽減 122,300 円	11,900 円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入170万円	5割軽減 122,100 円	5割軽減 134,500 円	12,400 円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入210万円	2割軽減 190,500 円	2割軽減 210,200 円	19,700 円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入236万7千円	2割軽減 213,800 円	2割軽減 234,800 円	21,000 円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入303万4千円	294,400 円	321,500 円	27,100 円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円	410,900 円	442,900 円	32,000 円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円	527,400 円	564,600 円	37,200 円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円	643,900 円	685,900 円	42,000 円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円	760,400 円	807,400 円	47,000 円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円	876,900 円	924,400 円	47,500 円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円	984,800 円	1,023,900 円	39,100 円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※公的年金収入については、軽減判定所得の計算方法が異なるため、軽減割合が表と異なる場合があります

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳未満夫婦＋子（小学生） ※医療＋支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減	37,900 円	7割軽減	45,200 円	7,300 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減	37,900 円	7割軽減	45,200 円	7,300 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減	69,900 円	5割軽減	82,500 円	12,600 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減	108,500 円	5割軽減	122,300 円	13,800 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減	118,200 円	5割軽減	132,200 円	14,000 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減	147,100 円	5割軽減	162,100 円	15,000 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減	204,400 円	2割軽減	227,500 円	23,100 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減	252,700 円	2割軽減	277,100 円	24,400 円
300万円	・給与収入430万円		374,500 円		406,800 円	32,300 円
400万円	・給与収入555万2千円		471,000 円		506,500 円	35,500 円
500万円	・給与収入677万8千円		567,500 円		605,800 円	38,300 円
600万円	・給与収入788万9千円		664,000 円		705,300 円	41,300 円
700万円	・給与収入895万円		760,500 円		804,800 円	44,300 円
800万円	・給与収入995万円		857,000 円		890,000 円	33,000 円
900万円	・給与収入1,095万円		870,000 円		890,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円		870,000 円		890,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円		870,000 円		890,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳未満夫婦＋子（未就学児） ※医療＋支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 31,600 円	7割軽減 37,700 円	6,100 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 31,600 円	7割軽減 37,700 円	6,100 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 59,400 円	5割軽減 69,900 円	10,500 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 98,000 円	5割軽減 109,700 円	11,700 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 107,600 円	5割軽減 119,700 円	12,100 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 136,600 円	5割軽減 149,500 円	12,900 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減 187,500 円	2割軽減 207,400 円	19,900 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 235,800 円	2割軽減 257,000 円	21,200 円
300万円	・給与収入430万円	353,400 円	381,600 円	28,200 円
400万円	・給与収入555万2千円	449,900 円	481,200 円	31,300 円
500万円	・給与収入677万8千円	546,400 円	580,600 円	34,200 円
600万円	・給与収入788万9千円	642,900 円	680,100 円	37,200 円
700万円	・給与収入895万円	739,400 円	779,600 円	40,200 円
800万円	・給与収入995万円	835,900 円	879,100 円	43,200 円
900万円	・給与収入1,095万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳以上夫婦＋子（小学生） ※医療＋支援金＋介護（子除く）

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減	46,000 円	7割軽減	54,200 円	8,200 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減	46,000 円	7割軽減	54,200 円	8,200 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減	84,900 円	5割軽減	99,000 円	14,100 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減	131,500 円	5割軽減	147,600 円	16,100 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減	143,200 円	5割軽減	159,700 円	16,500 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減	178,100 円	5割軽減	196,200 円	18,100 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減	247,500 円	2割軽減	275,000 円	27,500 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減	305,800 円	2割軽減	335,600 円	29,800 円
300万円	・給与収入430万円		453,100 円		493,300 円	40,200 円
400万円	・給与収入555万2千円		569,600 円		615,000 円	45,400 円
500万円	・給与収入677万8千円		686,100 円		736,300 円	50,200 円
600万円	・給与収入788万9千円		802,600 円		857,800 円	55,200 円
700万円	・給与収入895万円		919,100 円		974,800 円	55,700 円
800万円	・給与収入995万円		1,027,000 円		1,060,000 円	33,000 円
900万円	・給与収入1,095万円		1,040,000 円		1,060,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円		1,040,000 円		1,060,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円		1,040,000 円		1,060,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳以上夫婦＋子（未就学児） ※医療＋支援金＋介護（子除く）

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 39,700 円	7割軽減 46,700 円	7,000 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 39,700 円	7割軽減 46,700 円	7,000 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 74,400 円	5割軽減 86,400 円	12,000 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 121,000 円	5割軽減 135,000 円	14,000 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 132,600 円	5割軽減 147,200 円	14,600 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 167,600 円	5割軽減 183,600 円	16,000 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減 230,600 円	2割軽減 254,900 円	24,300 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 288,900 円	2割軽減 315,500 円	26,600 円
300万円	・給与収入430万円	432,000 円	468,100 円	36,100 円
400万円	・給与収入555万2千円	548,500 円	589,700 円	41,200 円
500万円	・給与収入677万8千円	665,000 円	711,100 円	46,100 円
600万円	・給与収入788万9千円	781,500 円	832,600 円	51,100 円
700万円	・給与収入895万円	898,000 円	949,600 円	51,600 円
800万円	・給与収入995万円	1,005,900 円	1,049,100 円	43,200 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(小学生2人)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 50,600 円	7割軽減 60,400 円	9,800 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 50,600 円	7割軽減 60,400 円	9,800 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 91,000 円	5割軽減 107,600 円	16,600 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 129,600 円	5割軽減 147,400 円	17,800 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 139,300 円	5割軽減 157,400 円	18,100 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 168,200 円	5割軽減 187,400 円	19,200 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 187,500 円	5割軽減 207,400 円	19,900 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 286,500 円	2割軽減 317,500 円	31,000 円
300万円	・給与収入430万円	416,700 円	457,200 円	40,500 円
400万円	・給与収入555万2千円	513,200 円	556,900 円	43,700 円
500万円	・給与収入677万8千円	609,700 円	656,200 円	46,500 円
600万円	・給与収入788万9千円	706,200 円	755,700 円	49,500 円
700万円	・給与収入895万円	802,700 円	855,200 円	52,500 円
800万円	・給与収入995万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(小学生・未就学児)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 44,200 円	7割軽減 52,900 円	8,700 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 44,200 円	7割軽減 52,900 円	8,700 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 80,500 円	5割軽減 95,100 円	14,600 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 119,100 円	5割軽減 134,900 円	15,800 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 128,700 円	5割軽減 144,800 円	16,100 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 157,700 円	5割軽減 174,700 円	17,000 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 177,000 円	5割軽減 194,800 円	17,800 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 269,600 円	2割軽減 297,200 円	27,600 円
300万円	・給与収入430万円	395,600 円	432,000 円	36,400 円
400万円	・給与収入555万2千円	492,100 円	531,600 円	39,500 円
500万円	・給与収入677万8千円	588,600 円	631,000 円	42,400 円
600万円	・給与収入788万9千円	685,100 円	730,500 円	45,400 円
700万円	・給与収入895万円	781,600 円	830,000 円	48,400 円
800万円	・給与収入995万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	870,000 円	890,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(未就学児2人)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減	37,900 円	7割軽減	45,200 円	7,300 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減	37,900 円	7割軽減	45,200 円	7,300 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減	69,900 円	5割軽減	82,500 円	12,600 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減	108,500 円	5割軽減	122,300 円	13,800 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減	118,200 円	5割軽減	132,200 円	14,000 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減	147,100 円	5割軽減	162,100 円	15,000 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減	166,400 円	5割軽減	182,100 円	15,700 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減	252,700 円	2割軽減	277,100 円	24,400 円
300万円	・給与収入430万円		374,500 円		406,800 円	32,300 円
400万円	・給与収入555万2千円		471,000 円		506,500 円	35,500 円
500万円	・給与収入677万8千円		567,500 円		605,800 円	38,300 円
600万円	・給与収入788万9千円		664,000 円		705,300 円	41,300 円
700万円	・給与収入895万円		760,500 円		804,800 円	44,300 円
800万円	・給与収入995万円		857,000 円		890,000 円	33,000 円
900万円	・給与収入1,095万円		870,000 円		890,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円		870,000 円		890,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円		870,000 円		890,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(小学生2人) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 58,700 円	7割軽減 69,400 円	10,700 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 58,700 円	7割軽減 69,400 円	10,700 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 106,000 円	5割軽減 124,100 円	18,100 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 152,600 円	5割軽減 172,700 円	20,100 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 164,300 円	5割軽減 184,900 円	20,600 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 199,200 円	5割軽減 221,500 円	22,300 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 222,500 円	5割軽減 245,900 円	23,400 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 339,600 円	2割軽減 376,000 円	36,400 円
300万円	・給与収入430万円	495,300 円	543,700 円	48,400 円
400万円	・給与収入555万2千円	611,800 円	665,400 円	53,600 円
500万円	・給与収入677万8千円	728,300 円	786,700 円	58,400 円
600万円	・給与収入788万9千円	844,800 円	908,200 円	63,400 円
700万円	・給与収入895万円	961,300 円	1,025,200 円	63,900 円
800万円	・給与収入995万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(小学生・未就学児) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 52,300 円	7割軽減 61,900 円	9,600 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 52,300 円	7割軽減 61,900 円	9,600 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 95,500 円	5割軽減 111,600 円	16,100 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 142,100 円	5割軽減 160,200 円	18,100 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 153,700 円	5割軽減 172,300 円	18,600 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 188,700 円	5割軽減 208,800 円	20,100 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 212,000 円	5割軽減 233,300 円	21,300 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 322,700 円	2割軽減 355,700 円	33,000 円
300万円	・給与収入430万円	474,200 円	518,500 円	44,300 円
400万円	・給与収入555万2千円	590,700 円	640,100 円	49,400 円
500万円	・給与収入677万8千円	707,200 円	761,500 円	54,300 円
600万円	・給与収入788万9千円	823,700 円	883,000 円	59,300 円
700万円	・給与収入895万円	940,200 円	1,000,000 円	59,800 円
800万円	・給与収入995万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(未就学児2人) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 46,000 円	7割軽減 54,200 円	8,200 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 46,000 円	7割軽減 54,200 円	8,200 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 84,900 円	5割軽減 99,000 円	14,100 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 131,500 円	5割軽減 147,600 円	16,100 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 143,200 円	5割軽減 159,700 円	16,500 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 178,100 円	5割軽減 196,200 円	18,100 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 201,400 円	5割軽減 220,600 円	19,200 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 305,800 円	2割軽減 335,600 円	29,800 円
300万円	・給与収入430万円	453,100 円	493,300 円	40,200 円
400万円	・給与収入555万2千円	569,600 円	615,000 円	45,400 円
500万円	・給与収入677万8千円	686,100 円	736,300 円	50,200 円
600万円	・給与収入788万9千円	802,600 円	857,800 円	55,200 円
700万円	・給与収入895万円	919,100 円	974,800 円	55,700 円
800万円	・給与収入995万円	1,027,000 円	1,060,000 円	33,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

3 (1) 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ(令和5年度) ※所得階層別

令和5年10月末現在

所得区分 (基礎控除後の総所得金額)	世帯数 世帯	構成割合 %	被保険者数 人	構成割合 %
所得なし	20,499	39.09	24,029	32.55
100万円以下	12,347	23.54	17,309	23.45
200万円以下	8,107	15.46	12,633	17.11
300万円以下	3,508	6.69	6,012	8.14
400万円以下	1,627	3.10	3,175	4.30
500万円以下	807	1.54	1,630	2.21
600万円以下	470	0.90	1,001	1.36
600万円超え	1,163	2.22	2,624	3.55
所得不明(未申告)	3,916	7.47	5,407	7.32
合 計	52,444	100.00	73,820	100.00

* パーセンテージは単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合有

3 (2) 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ(令和5年度) ※所得種類別

令和5年10月末現在

所得の種類	世帯数 世帯	構成割合 %	被保険者数 人	構成割合 %
所得無し	13,593	25.92	33,228	45.01
営業	4,437	8.46	5,247	7.11
農業	49	0.09	61	0.08
上場株式譲渡	94	0.18	105	0.14
年金	15,148	28.88	11,096	15.03
給与	15,539	29.63	20,008	27.10
譲渡	254	0.48	258	0.35
その他	3,330	6.35	3,817	5.17
合 計	52,444	100.00	73,820	100.00

* パーセンテージは単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合有

* その他は、不動産所得(貸家・貸駐車場等)、雑所得(講演料等)、配当所得など

* 区分方法 世帯で最も高い所得を代表所得として区分
被保数は、当該世帯に属する被保険者数

4 均等割の軽減制度

(1) 均等割の軽減制度

均等割額は、国民健康保険加入者の人数に応じて均等に負担する金額ですが、世帯の所得に応じて、その7割、5割及び2割が軽減となる制度が法定されています。

【均等割が軽減となる世帯の総所得金額等】

軽減割合	世帯の総所得金額等・
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋（29万5千円×加入者等の数）以下
2割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋（54万5千円×加入者等の数）以下

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）もしくは公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く）の数の合計をいいます。また、下線部分は給与所得者等の数が2以上の場合のみ適用となります。

(2) 未就学児の均等割の軽減制度

子育て世帯の負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額が5割減額となります。令和4年度の国民健康保険税から適用となりました。

一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割減額することとなります。

（例） 均等割額の7割軽減が適用されている場合、残りの3割分の均等割額をさらに5割減額することとなります。（合計で8.5割の軽減となります）

(1) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額

均等割額の軽減額（改定案）

■ 7 割軽減

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	31,000 円	36,300 円	5,300 円
	軽減額（7 割）	▲21,700 円	▲25,410 円	▲3,710 円
	均等割額（軽減後）	9,300 円	10,890 円	1,590 円
支援金分	均等割額（軽減前）	11,200 円	14,100 円	2,900 円
	軽減額（7 割）	▲7,840 円	▲9,870 円	▲2,030 円
	均等割額（軽減後）	3,360 円	4,230 円	870 円
介護分	均等割額（軽減前）	13,600 円	15,000 円	1,400 円
	軽減額（7 割）	▲9,520 円	▲10,500 円	▲980 円
	均等割額（軽減後）	4,080 円	4,500 円	420 円

■ 5 割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	31,000 円	36,300 円	5,300 円
	軽減額（5 割）	▲15,500 円	▲18,150 円	▲2,650 円
	均等割額（軽減後）	15,500 円	18,150 円	2,650 円
支援金分	均等割額（軽減前）	11,200 円	14,100 円	2,900 円
	軽減額（5 割）	▲5,600 円	▲7,050 円	▲1,450 円
	均等割額（軽減後）	5,600 円	7,050 円	1,450 円
介護分	均等割額（軽減前）	13,600 円	15,000 円	1,400 円
	軽減額（5 割）	▲6,800 円	▲7,500 円	▲700 円
	均等割額（軽減後）	6,800 円	7,500 円	700 円

■ 2 割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	31,000 円	36,300 円	5,300 円
	軽減額（2 割）	▲6,200 円	▲7,260 円	▲1,060 円
	均等割額（軽減後）	24,800 円	29,040 円	4,240 円
支援金分	均等割額（軽減前）	11,200 円	14,100 円	2,900 円
	軽減額（2 割）	▲2,240 円	▲2,820 円	▲580 円
	均等割額（軽減後）	8,960 円	11,280 円	2,320 円
介護分	均等割額（軽減前）	13,600 円	15,000 円	1,400 円
	軽減額（2 割）	▲2,720 円	▲3,000 円	▲280 円
	均等割額（軽減後）	10,880 円	12,000 円	1,120 円

■医療分、支援金分及び介護分の合計

<40歳以上65歳未満の被保険者>

7割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	55,800 円	65,400 円	9,600 円
軽減額（7割）	▲39,060 円	▲45,780 円	▲6,720 円
均等割額（軽減後）	16,740 円	19,620 円	2,880 円

5割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	55,800 円	65,400 円	9,600 円
軽減額（5割）	▲27,900 円	▲32,700 円	▲4,800 円
均等割額（軽減後）	27,900 円	32,700 円	4,800 円

2割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	55,800 円	65,400 円	9,600 円
軽減額（2割）	▲11,160 円	▲13,080 円	▲1,920 円
均等割額（軽減後）	44,640 円	52,320 円	7,680 円

■医療分及び支援金分の合計

<上記以外の被保険者>

7割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	42,200 円	50,400 円	8,200 円
軽減額（7割）	▲29,540 円	▲35,280 円	▲5,740 円
均等割額（軽減後）	12,660 円	15,120 円	2,460 円

5割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	42,200 円	50,400 円	8,200 円
軽減額（5割）	▲21,100 円	▲25,200 円	▲4,100 円
均等割額（軽減後）	21,100 円	25,200 円	4,100 円

2割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	42,200 円	50,400 円	8,200 円
軽減額（2割）	▲8,440 円	▲10,080 円	▲1,640 円
均等割額（軽減後）	33,760 円	40,320 円	6,560 円

(2) 均等割額の引き上げに伴う未就学児の軽減措置

均等割額の軽減額（改定案）

■ 軽減なし

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	31,000 円	36,300 円	5,300 円
	軽減額（5割）	▲15,500 円	▲18,150 円	▲2,650 円
	均等割額（軽減後）	15,500 円	18,150 円	2,650 円
支援金分	均等割額（軽減前）	11,200 円	14,100 円	2,900 円
	軽減額（5割）	▲5,600 円	▲7,050 円	▲1,450 円
	均等割額（軽減後）	5,600 円	7,050 円	1,450 円

■ 7割軽減

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	31,000 円	36,300 円	5,300 円
	軽減額（8.5割）	▲26,350 円	▲30,855 円	▲4,505 円
	均等割額（軽減後）	4,650 円	5,445 円	795 円
支援金分	均等割額（軽減前）	11,200 円	14,100 円	2,900 円
	軽減額（8.5割）	▲9,520 円	▲11,985 円	▲2,465 円
	均等割額（軽減後）	1,680 円	2,115 円	435 円

■ 5割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	31,000 円	36,300 円	5,300 円
	軽減額（7.5割）	▲23,250 円	▲27,225 円	▲3,975 円
	均等割額（軽減後）	7,750 円	9,075 円	1,325 円
支援金分	均等割額（軽減前）	11,200 円	14,100 円	2,900 円
	軽減額（7.5割）	▲8,400 円	▲10,575 円	▲2,175 円
	均等割額（軽減後）	2,800 円	3,525 円	725 円

■ 2割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	31,000 円	36,300 円	5,300 円
	軽減額（6割）	▲18,600 円	▲21,780 円	▲3,180 円
	均等割額（軽減後）	12,400 円	14,520 円	2,120 円
支援金分	均等割額（軽減前）	11,200 円	14,100 円	2,900 円
	軽減額（6割）	▲6,720 円	▲8,460 円	▲1,740 円
	均等割額（軽減後）	4,480 円	5,640 円	1,160 円

■医療分及び支援金分の合計

軽減なし	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	42,200 円	50,400 円	8,200 円
軽減額（5割）	▲21,100 円	▲25,200 円	▲4,100 円
均等割額（軽減後）	21,100 円	25,200 円	4,100 円

7割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	42,200 円	50,400 円	8,200 円
軽減額（8.5割）	▲35,870 円	▲42,840 円	▲6,970 円
均等割額（軽減後）	6,330 円	7,560 円	1,230 円

5割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	42,200 円	50,400 円	8,200 円
軽減額（7.5割）	▲31,650 円	▲37,800 円	▲6,150 円
均等割額（軽減後）	10,550 円	12,600 円	2,050 円

2割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	42,200 円	50,400 円	8,200 円
軽減額（6割）	▲25,320 円	▲30,240 円	▲4,920 円
均等割額（軽減後）	16,880 円	20,160 円	3,280 円

税率等改定の影響額(令和7年度課税分試算)

1 税収への影響(増収額)

単位(千円) 税収増

改定区分		医療		支援		介護		合計	
税率・均等割	限度額	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)	増額分合計
現行	現行	3,799,170		1,301,928		492,812		5,593,910	現行
均等割・税率改定	現行	4,007,975	208,805	1,507,826	205,898	537,610	44,798	6,053,411	均等割・税率
現行	限度額改定	3,799,170	0	1,313,007	11,079	492,812	0	5,604,989	限度額
均等割・税率改定	限度額改定	4,007,975	208,805	1,521,766	219,838	537,610	44,798	6,067,351	均等割・税率・限度額
R5標準保険税率 (市町村標準保険税率)	限度額改定	4,191,110	391,940	1,670,773	368,845	584,882	92,070	6,446,765	標準保険税率・限度額

参考

基礎データ等
基礎データ
被保険者数
収入率
令和6年5月の実課税データ。
基礎データを、本市試算の令和6年度被保険者数(医療分・支援金分 59,959人、介護分 20,996人)に補正。
令和6年度当初予算積算の収入率。

2 均等割の軽減額(法定内繰入金による補てんの増額)

単位(千円) 補てん額増

改定区分		医療		支援		介護		合計	
税率・均等割	限度額	(現年度軽減額)	現行との差	(現年度軽減額)	現行との差	(現年度軽減額)	現行との差	(現年度軽減額)	増額分合計
現行	現行	500,357		180,774		73,049		754,180	現行
均等割・税率改定	現行	585,901	85,544	227,581	46,807	80,569	7,520	894,051	均等割・税率
現行	限度額改定	500,357	0	180,774	0	73,049	0	754,180	限度額
均等割・税率改定	限度額改定	585,901	85,544	227,581	46,807	80,569	7,520	894,051	均等割・税率・限度額
R6標準保険税率 (市町村標準保険税率)	限度額改定	679,888	179,531	267,497	86,723	90,425	17,376	1,037,810	標準保険税率・限度額

参考

※均等割軽減による減収分は、全額が法定内繰入である保険基盤安定繰入金等で補てんされる。

基盤安定繰入金等の財源内訳	均等割の軽減制度	・4分の3相当額…県の負担金 ・4分の1相当額…市の負担分
	未就学児 均等割の軽減制度	・2分の1相当額…国の負担金 ・4分の1相当額…県の負担金 ・4分の1相当額…市の負担分

3 赤字削減額合計(=1+2)

単位(千円) 赤字削減額合計

改定区分		医療		支援		介護		合計	
税率・均等割	限度額	上表1+2	現行との差	上表1+2	現行との差	上表1+2	現行との差	上表1+2	赤字削減額合計
現行	現行	4,299,527	0	1,482,702	0	565,861	0	6,348,090	現行
均等割・税率改定	現行	4,593,876	294,349	1,735,407	252,705	618,179	52,318	6,947,462	均等割・税率
現行	限度額改定	4,299,527	0	1,493,781	11,079	565,861	0	6,359,169	限度額
均等割・税率改定	限度額改定	4,593,876	294,349	1,749,347	266,645	618,179	52,318	6,961,402	均等割・税率・限度額
R6標準保険税率 (市町村標準保険税率)	限度額改定	4,870,998	571,471	1,938,270	455,568	675,307	109,446	7,484,575	標準保険税率・限度額

参考